

大分県報

令和三年
第一八九号
三月十二日

(金曜日)

目次

告示

青少年に有害な図書等の指定	一
土地改良区の定款変更認可(二件)	一
漁港漁場整備法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定	二
大分県漁港管理条例による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定	二
道路区域の変更	二
道路の供用開始	三
道路占用の制限	三
土地区画整理法による換地処分の届出	五
運転免許事務委託入札参加資格審査規程の一部改正	五
落札者等の公示(七件)	五
平成三十年三月十六日付け大分県報第二九六六号に登載の大分県告示第二百十四号(公有水面埋立工事のしゅん功認可)中の訂正	八

告示

大分県告示第七十四号

次の図書等は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十一条第二項の規定により、これを有害図書等に指定した。
令和三年三月十二日

令和三年三月十二日

大分県知事 広瀬 貞

指定年月日	令三・二・二六
種類	雑誌
名	裏モノJAPAN 三月号
称	雑誌 実話ナックルズ 月刊三月号
発行所名等	(株)鉄人社
指定理由	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。 著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年に粗暴性若しくは残虐性を植え付け、又は著しく青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがある。

大分県告示第七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和三年三月十二日

土地改良区名	佐伯市	所在地	大分県知事 広瀬 貞
土地改良区	佐伯市	所在地	大分県知事 広瀬 貞
認可年月日	令三・三・一		

大分県告示第七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

大分県報(告示)

令和三年三月十二日		大分県知事 広 瀬 勝 貞		土地改良区名		所在地		認可年月日	
石河内溜池土地改良区		豊後高田市		令三・三・一					
<p>大分県告示第七十七号</p> <p>漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百七十七号)第三十九条第五項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和三年四月一日から適用する。</p> <p>令和三年三月十二日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>									
漁港名		放置等禁止区域		放置等禁止物件					
保戸島漁港		漁港区域(別図に示す区域)		陸 域		水 域			
		船舶、はしご、浮棧橋、ブイ(浮標)		漁船を除く船舶、はしご、浮棧橋、ブイ(浮標)					
<p>(「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県中部振興局に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>大分県告示第七十八号</p> <p>大分県漁港管理条例(昭和三十三年大分県条例第四十二号)第十一条第一項の規定により、甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定し、令和三年四月一日から適用する。</p> <p>令和三年三月十二日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>									
漁 港 名		許 可 施 設							
指定施設四五30m岸壁内番号一〇一から一一六までで示された									
				道路の種類及び路線名		区 間		区域変更前後別	
				一般国道三八八号		佐伯市蒲江大字畑野浦字クイチガイ二〇九三番一―地先から佐伯市蒲江大字畑野浦字仁田ノ尾奥二二一三番八六地先まで		後	
						佐伯市蒲江大字畑野浦字クイチガイ二〇九三番一―から佐伯市蒲江大字畑野浦字仁田ノ尾奥二二一三番八六まで		後	
						佐伯市米水津大字色利浦字白浦一番五から佐伯市米水津大字色利浦字白浦一番九まで		前	
						佐伯市米水津大字色利浦字白浦一番二地内		後	
						佐伯市米水津大字浦代浦字和留佐一		後	
								敷地の幅員	
						メートル		延 長	
						三七・二		メートル	
						一四・六		三九八・七	
						一三三・一		三九八・七	
						二六・四			
						四四・三		一八六・〇	
						一五・三		一八六・〇	
						七〇・一		一八六・〇	
						二〇・九			
<p>大分県告示第七十九号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、令和三年三月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和三年三月十二日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>									
保戸島漁港		<p>(「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県中部振興局に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>区域(別図に示す区域)指定施設七三物揚場内番号二五一から二五三までで示された区域(別図に示す区域)</p>							

一 占用を制限する区域	道路の種類及び路線名	区域	
一般国道一九七号	大分市大字志生木字浜辺三二四二番五地先から 大分市大字大平字古幸谷二ノ九五九番まで 大分市西鶴崎一丁目一四九番から 大分市乙津町一四番一まで	一般国道三八七号	宇佐市院内町櫛野字年神上九九八番五から 宇佐市院内町櫛野字中田五三三番四地先まで 宇佐市院内町櫛野字馬場前一一二番七から 宇佐市院内町櫛野字観音三番六まで 宇佐市院内町下余字原ノ下六六番四から 宇佐市院内町下余字原ノ下六五番四まで 宇佐市院内町下余字机八番三から 宇佐市院内町下惠良字字流一二九番七まで
一般国道二二一号	日田市大字大肥字方司口二五三九番一地先から 日田市大字大肥字巖赫山一九七九番一地先まで 日田市大字大肥字瀬部一三九一番二から 日田市大字大肥字込鶴一二四六番四まで		日田市上津江町川原字戸ノ下三八一二番四から 日田市上津江町川原字キノノ上一〇七六番一地先まで 大分市大字上宗方字宮田三八五番六から 大分市大字市字ツシ田五二四番まで
一般国道二二二号	中津市本耶馬溪町落合字前田六〇一番一から 中津市本耶馬溪町落合字神田九五六番四まで 中津市山国町守実字持溝九八一番四地先から 日田市大字三和字日ノ本二七一六番五地先まで 日田市大字三和字日ノ本二七一六番五地先から 日田市大字渡里字拍手三二番二二まで	一般国道四四二号 一般国道五〇〇号	大分市大字今市字内ヶ畑二三六番地先から 大分市大字今市字内ヶ畑二〇〇番三まで 宇佐市安心院町東椎屋字登坂三四五番三から 宇佐市安心院町東椎屋字登坂三六〇番二まで 臼杵市大字搔懐字ビワガ淵四八番二から 臼杵市大字搔懐字西ノ間戸一九六六番二まで
一般国道二二三号	国東市国見町伊美字川原二三一八番一地先から 国東市国見町伊美字塔本二二七二番九まで 中津市大字犬丸字大山二三八三番四から 中津市大字犬丸字如水二四一六番六まで 中津市大字植野字追田四六二番三から 中津市大字植野字竹ノ内一七三番四まで	一般国道五〇二号 一般国道日田鹿本線	日田市前津江町大字大野字宮ノ迫三一九二番三から 日田市前津江町大字大野字宮ノ迫三一一三〇番一まで 豊後大野市大野町中原字井手口八〇四番八から 豊後大野市大野町中原字下ノ田八四二番三まで
一般国道二二七号	大分市大字白木字本谷一二一八番二地先から 大分市大字白木字玉井三〇六六番二地先まで 大分市大字一尺屋字吉ノ上四〇七四番三地先から 大分市大字一尺屋字吉ノ上四四一三番三まで 津久見市大字上青江字中通四〇三二番一から 津久見市セメント町四六九番六まで	県道三重野津原線 県道庄内久住線	豊後高田市森字馬草田六八七番一から 豊後高田市森字ヨモギ六一三番一八まで 由布市庄内町大龍字台二〇五七番一から 由布市庄内町五ヶ瀬字長尾四八五番二まで 由布市庄内町五ヶ瀬字林四三三番二まで 由布市庄内町五ヶ瀬字長尾四八六番二から 由布市庄内町五ヶ瀬字林四三三番二まで

<p>県道両子山武蔵線</p>	<p>国東市武蔵町成吉字片峰四一四番九から 国東市武蔵町成吉字城八一〇番地先まで</p>	<p>県道白杵津久見線</p>	<p>白杵市大字白杵字浜七〇二番一九から 白杵市大字板知屋字水ヶ浦一二八番四まで</p>	<p>県道三重新殿線</p>	<p>豊後大野市三重町内田字岩崎三〇番五から 豊後大野市三重町内田字久知良五一二番一地先まで</p>	<p>県道栃野西大山線</p>	<p>日田市中津江村栃野字小迫六〇三五番二から 日田市大山町西大山字高野嶽九一八七番七地先まで</p>	<p>県道小畑日田線</p>	<p>日田市大字高瀬字竹ノ下八一一番一から 日田市大字高瀬字越原二〇九番二まで</p>	<p>二 制限の対象とする占用物件</p>	<p>新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更 新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地 を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>三 占用を制限する理由</p>	<p>緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を 防止するため</p>	<p>四 占用の制限を開始する期日</p>	<p>令和三年四月一日</p>	<p>大分県告示第百八十二号</p>	<p>土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次のとお り白杵市久保第三土地区画整理事業共同施行者代表樋田請子から換地処分をした旨の届出が あった。</p>	<p>令和三年三月十二日</p>	<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>一 土地区画整理事業の名称</p>	<p>白杵市久保第三土地区画整理事業</p>	<p>二 換地処分の内容</p>	<p>令和三年三月十二日</p>																																																																		
<p>令和三年二月十五日付け指令都第六号で認可した換地計画のとおり 三 換地処分の年月日 令和三年二月二十二日</p>										<p>大分県告示第百八十三号 運転免許事務委託入札参加資格審査規程（平成二十一年大分県告示第九百五号）の一部を 次のように改正する。 令和三年三月十二日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>										<p>第二条中「。以下「法」という。」を削り、「法第八十九条第一項、第九十二条、第九十 三条第一項及び第二項、第九十四条第一項及び第二項、第一百一条第一項及び第四項並びに第 百六条に係るもの」を「運転免許の申請及び申請による取消しに係る事務、運転免許証の交 付、再交付及び更新に係る事務、適性検査の実施に係る事務、運転経歴証明書の交付申請、 作成、交付及び再交付に係る事務並びに国家公安委員会への報告に係る事務」に改める。 第四条第一項中「三月五日」を「四月十日」に改める。 第六条中「郵送により」を削る。 附則 この告示は、公示の日から施行する。</p>										<p>○公 告</p>										<p>次のとおり落札者等について公示する。 令和三年三月十二日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>										<p>一 落札に係る物品等の名称及び数量 大分県庁舎本館及び新館で使用する電気 四百九十三万五千四百五十二キロワットアワー</p>										<p>二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県会計管理局用度管財課 大分市大手町三丁目一番一号</p>										<p>三 落札者を決定した日 令和三年一月二十八日</p>										<p>大分県報（告示・公告）</p>									

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 中川 信次
大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

五千六百二十八万四千四百十八円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和二年十二月十五日

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県庁舎別館ほか二十六庁舎で使用する電気

四百十三万九千七キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和三年一月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 中川 信次

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

五千六百万七千五百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和二年十二月十五日

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県二豊学園ほか十庁舎で使用する電気

三百三十万三千八百八キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和三年一月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 中川 信次

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

四千一百一十七万八千三百一十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和二年十二月十五日

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立杵築高等学校ほか十九施設で使用する電気五百四万八千七百八十四キロワット

アワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

令和三年一月二十九日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 中川 信次

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

六千八百六十四万九千六円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和二年十二月十五日

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年三月十二日

大分県知事

広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立高田高等学校ほか十五施設で使用する電気五百十九万四千五百十キロワットア

ワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

令和三年一月二十九日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 中川 信次

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

七千十萬八千三百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和二年十二月十五日

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立国東高等学校ほか二十一施設で使用する電気四百六十六万九千七十七キロワット

アワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

令和三年一月二十九日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 中川 信次

大分市金池町二丁目三番四号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

六千三百七十八万六千四百一円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和二年十二月十五日

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県立海洋科学高等学校ほか七施設で使用する電気二百八十八万二千七十七キロワットア

ワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

令和三年一月二十九日

四 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業所 所長 中川 信次

- 大分市金池町二丁目三番四号
- 五 落札金額（電気料金の見込金額）
三千六百十二万五千四百六十一円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日
令和二年十二月十五日

○正 誤

平成三十年三月十六日付け大分県報第二九六六号に登載の大分県告示第二百十四号（公有水面埋立工事のしゅん功認可）中の訂正

ページ		段	
六		下	
右から一五	右から一二	行	誤
一七五二番地四から同市堅浦字門田一七五二番地七	三までに	八一番地から同市堅浦四番地	八一番から同大字字岡見四番五まで
二番七	一七五二番六から同字一七五二番七	正	